（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令の一部改正）

第十一条　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令（平成七年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式（第２条関係）

給付金支給申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

申請者　住　所

電話番号

氏　名

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第１０２号）第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり給付金の支給を申請します。

記

１　引き渡された土地に係る施設及び区域の名称

２　引き渡された土地に関する事項

所在地	地目	面積	使用、収益又は処分の有無	給付金の支給対象期間
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで

３　その他必要な事項

添付書類：１　住民票の写し（法人の場合にあっては登記簿謄本）
２　引き渡された土地に係る登記事項証明書
３　引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した旨の申告書
４　その他必要な書類

備　考：１　申請者の住所、電話番号及び氏名は、申請者が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載する。
２　「地目」欄には、登記簿による地目を記載する。
３　住民票の写しについては、他の手段により所有者等が確認できる場合は、その添付を省略することができる。
４　引き渡された土地に係る登記事項証明書については、地方税法（昭和 25 年法律第 225 号）第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳の写しに代えることができる。
５　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

改正前

別記様式（第２条関係）

給付金支給申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

申請者　住　所

電話番号

氏　名　　印

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成７年法律第１０２号）第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり給付金の支給を申請します。

記

１　引き渡された土地に係る施設及び区域の名称

２　引き渡された土地に関する事項

所在地	地目	面積	使用、収益又は処分の有無	給付金の支給対象期間
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで
		㎡		年　月　日から 年　月　日まで

３　その他必要な事項

添付書類：１　住民票の写し（法人の場合にあっては登記簿謄本）
２　引き渡された土地に係る登記事項証明書
３　引き渡された土地を使用し、収益し、又は処分した旨の申告書
４　その他必要な書類

備　考：１　申請者の住所、電話番号及び氏名は、申請者が法人の場合にあっては、その法人の主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名を記載する。
２　「地目」欄には、登記簿による地目を記載する。
３　住民票の写しについては、他の手段により所有者等が確認できる場合は、その添付を省略することができる。
４　引き渡された土地に係る登記事項証明書については、地方税法（昭和 25 年法律第 225 号）第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳の写しに代えることができる。
５　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付する。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。